

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部改正について

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を次のように改正する。

2025（令和7年）2月13日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩本 将宏

1 改正する規程

別紙のとおり

2 施行期日

2025年（令和7年）4月1日

提案理由

この議案を提出したのは、藤沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定に伴い、規程を一部改正する必要による。

庁 中 一 般

出先機関一般

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程（昭和42年藤沢市教育委員会訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「職員」の次に「（藤沢市民センター及び村岡市民センターの職員を除く。）」を加え、同条第2項中「市民センター長」の次に「（藤沢市民センター長及び村岡市民センター長を除く。）」を加える。

第5条を削る。

第6条第1項中「（藤沢公民館及び村岡公民館の職員を除く。）」を削り、同項中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、同項に次の1号を加える。

（2）社会教育行政に関すること。

第6条第1項第4号から第6号までを削り、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中第1号から第8号までを削り、第9号を第1号とし、第10号を第2号とし、第11号から第14号までを削り、同項を同条第2項とし、同条第5項を削り、同条第6項中「第1項から前項まで」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第5条とする。

第7条及び第8条を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第5条関係）

生涯学習 総務課	社会教育	社会教育委員会議の庶務		課長		
		社会教育行政に関 する事務	重要なもの	部長		
			それ以外のもの	課長		
スポーツ 推進課	学校体育 施設の市 民利用	学校屋外運動場夜間照明設備の使用 許可及び使用料の収納		課長		
		学校体育施設の開放		課長		

別表第2を削る。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

藤沢市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規程(昭和42年教委訓令甲第1号)新旧対照表

改正後 (案)	現行
<p>(市民窓口センター職員等に補助執行させる事務)</p> <p>第3条 委員会は、住民異動届に伴う学齢児童生徒の就学指定に関する事務を藤沢市市民自治部市民窓口センター及び市民センターの職員<u>(藤沢市民センター及び村岡市民センターの職員を除く。)</u>に補助執行させるものとする。</p> <p>2 前項の規定による事務は、藤沢市市民自治部市民窓口センター長及び市民センター長<u>(藤沢市民センター長及び村岡市民センター長を除く。)</u>の決裁権限とする。</p>	<p>(市民窓口センター職員等に補助執行させる事務)</p> <p>第3条 委員会は、住民異動届に伴う学齢児童生徒の就学指定に関する事務を藤沢市市民自治部市民窓口センター及び市民センターの職員_____に補助執行させるものとする。</p> <p>2 前項の規定による事務は、藤沢市市民自治部市民窓口センター長及び市民センター長_____の決裁権限とする。</p> <p><u>(市民センター職員に補助執行させる事務)</u></p> <p>第5条 委員会は、次に掲げる藤沢市公民館条例(昭和34年藤沢市条例第14号)第1条の規定に基づき設置された公民館(以下「公民館」という。)の所掌事務を藤沢市市民自治部市民センターの職員に補助執行させるものとする。</p> <p>(1) <u>社会教育事業の企画及び実施</u></p> <p>(2) <u>館の管理運営及び施設の使用許可</u></p> <p>(3) <u>公民館施設の目的外使用許可</u></p> <p>(4) <u>学習相談に関すること。</u></p> <p>(5) <u>社会教育団体活動の支援</u></p> <p>2 前項の規定による事務は、藤沢市市民自治部市民センター長の決裁権</p>

(生涯学習部職員に補助執行させる事務)

第5条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市生涯学習部長（以下「生涯学習部長」という。）及び生涯学習総務課の職員_____に補助執行させるものとする。

(1) 社会教育委員会議の庶務

(2) 社会教育行政に関すること。

限とする。

(生涯学習部職員に補助執行させる事務)

第6条 委員会は、次に掲げる事務を藤沢市生涯学習部長（以下「生涯学習部長」という。）及び生涯学習総務課の職員（藤沢公民館及び村岡公民館の職員を除く。）に補助執行させるものとする。

(1) 社会教育事業に係る企画及び実施

(2) 社会教育関係団体に関すること。

(3) 社会教育委員会議の庶務

(4) 公民館の総括に関すること。

(5) 生涯学習部の所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

(6) 社会教育施設の再整備に係る事務の補助及び庁内連絡調整

2 委員会は、次に掲げる事務を生涯学習部長及び郷土歴史課の職員に補助執行させるものとする。

(1) 文化財保護に関すること。

(2) 歴史資料の整理保管及び公開活用

(3) 藤澤浮世絵館（藤沢市藤澤浮世絵館条例（平成28年藤沢市条例第46号）第1条の規定に基づき設置された藤澤浮世絵館をいう。以下同じ。）に関すること。

3 委員会は、次に掲げる事務を生涯学習部長及び文化芸術課の職員に補助執行させるものとする。

2 委員会は、次に掲げる事務を生涯学習部長及びスポーツ推進課の職員に補助執行させるものとする。

- (1) 学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可に関すること。
- (2) 学校体育施設の開放に関すること。

- (1) 文化振興事業に係る企画及び実施
- (2) 文化事業の推進に関すること。
- (3) 市民ギャラリー（藤沢市民ギャラリー条例（昭和61年藤沢市条例第17号）第1条の規定に基づき設置された市民ギャラリーをいう。以下同じ。）に関すること。
- (4) アートスペース（藤沢市アートスペース条例（平成27年藤沢市条例第52号）第1条の規定に基づき設置されたアートスペースをいう。以下同じ。）に関すること。

4 委員会は、次に掲げる事務を生涯学習部長及びスポーツ推進課の職員に補助執行させるものとする。

- (1) スポーツ推進の総合企画及び連絡調整
- (2) スポーツ施設整備計画の策定と実施
- (3) スポーツ推進事業の企画及び実施
- (4) スポーツ・レクリエーションの奨励及び推進
- (5) スポーツ・レクリエーション関係団体及びその指導者の育成指導
- (6) スポーツ推進審議会の庶務
- (7) 秩父宮記念体育館、石名坂温水プールその他のスポーツ施設に関すること。
- (8) スポーツ広場の使用許可に関すること。
- (9) 学校屋外運動場夜間照明設備の使用許可に関すること。
- (10) 学校体育施設の開放に関すること。
- (11) まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理

3 前2項の規定により補助執行させる事務の決裁については、別表に定めるもののほか、藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年教委規則第3号）第8条及び第9条のとおりとする。

(12) ビーチレクリエーションゾーンの運営管理

(13) 民間体育施設の開放に関すること。

(14) 地区スポーツ推進に関すること。

5 委員会は、次に掲げる事務を生涯学習部長及び総合市民図書館の職員に補助執行させるものとする。

(1) 図書館業務の総合企画及び連絡調整

(2) 図書館の管理運営及び施設の使用許可

(3) 図書館資料の貸出し、閲覧及びレファレンス

(4) 図書館資料の収集、整理及び保存

(5) 視聴覚機材の貸出し

(6) 視聴覚ライブラリーの運営管理

(7) 集会並びに展示活動の企画、奨励及び援助

(8) 図書館類縁機関等との連絡及び協力

(9) 読書会等の育成及び援助

(10) 市民図書室の運営管理

(11) 図書館協議会の庶務

(12) 図書館資料の広域利用に関すること。

(13) 図書館活動の計画及び実施

6 第1項から前項までの規定により補助執行させる事務の決裁については、別表第1に定めるもののほか、藤沢市教育委員会事務局組織等規則（平成12年教委規則第3号）第8条及び第9条のとおりとする。
（藤沢公民館及び村岡公民館職員に補助執行させる事務）

第7条 委員会は、次に掲げる公民館の所掌事務を生涯学習部長及び生涯学習総務課の職員（藤沢公民館及び村岡公民館の職員に限る。）に補助執行させるものとする。

- (1) 社会教育事業の企画及び実施
- (2) 館の管理運営及び施設の使用許可
- (3) 公民館施設の目的外使用許可
- (4) 学習相談に関すること。
- (5) 社会教育団体活動の支援
- (6) 公民館の再整備に関すること。

2 前項の規定による事務は、生涯学習部生涯学習総務課藤沢公民館長及び村岡公民館長の決裁権限とする。

（教育機関等の組織）

第8条 前3条の規定により補助執行させる事務に係る教育機関の組織上の所属は、別表第2のとおりとする。

別表第1（第6条関係）

別表（第5条関係）

課名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
生涯学習総務課	社会教育				
		社会教育委員会議の庶務	課長		

課名	事務の種類	決裁事項	決裁区分	合議	備考
生涯学習総務課	社会教育	社会教育の推進、企画及び調整	課長		
		事業の企画及び実施	課長		
		社会教育委員会議の庶務	課長		

								公民館運営審議会の庶務	課長		
								公民館事業計画基本方針の策定	部長		
								公民館の整備計画の策定	部長		
								公民館の整備及び管理運営の総括並びに調整	課長		
								公民館事業の調整	課長		
				社会教育行政に関する事務	重要なもの			部長			
			それ以外のもの	課長							
						郷土歴史課	文化財	文化財の保護及び普及	課長		
								国・県指定文化財現状変更の意見具申	教育長		
								史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可、取消、停止命令	課長		
								埋蔵文化財保護の指導及び調整	課長		
								文化財保護委員会の庶務	課長		
						公開活用	資料等の公開活用に関する基本計画の策定	部長			

								公開活用の企画及び実施	課長				
								出版物の編集及び発行	課長				
								歴史資料展	部長				
								示施設	課長				
									展示施設の調査研究、情報収集及び分析等				
								歴史資料の	部長				
								収集・調査					
								研究・整理					
								保管	歴史資料等の収集、調査研究・整理保管の基本計画の策定				
									藤沢の歴史等に関する資料収集、調査研究及び整理保管等	課長			
								歴史資料の	課長				
								貸出	歴史資料等の貸出、掲載				
								藤澤浮世絵	藤澤浮世絵館の管理運営	課長			
								館	藤澤浮世絵館運営委員会の庶務	課長			
								文化					
								芸術	文化事業の基本計画の作成	教育			
								課	基本計画に基づく運営計画の作成	長			
									文化事業の企画及び実施	部長			
										課長			

							市民ギャラリー	市民ギャラリーの管理運営	課長		
								市民ギャラリー運営協議会の庶務	課長		
							アートスペース	アートスペースの管理運営	課長		
								アートスペース運営協議会の庶務	課長		
スポーツ推進課	学校体育施設の市民利用						スポーツの推進	スポーツ推進の基本計画の策定	部長		
								スポーツ施設の整備計画	部長		
								スポーツ推進審議会の庶務	課長		
								基本計画に基づく運営計画の策定	課長		
								スポーツ推進に係る調査、研究及び企画	課長		
								スポーツ・レクリエーションの奨励及び推進事業の実施	課長		
			学校屋	課長				スポーツ広場及び学校屋	課長		

		外運動場夜間照明設備の使用許可及び使用料の収納						外運動場夜間照明設備の使用許可及び使用料の収納			
		学校体育施設の開放	課長					学校体育施設の開放	課長		
								まちかどスポーツ広場の設置及び運営管理	課長		
						総合	図書館	図書館運営	図書館資料の広域利用協定	教育	
						市民		図書館	大学図書館との相互利用協定	教育	
						図書館		図書館業務の総合企画の策定	部長		
								図書館類縁機関等との連絡及び協力	図書館長		
								図書館協議会の庶務	図書館長		
								視聴覚ライブラリーの運営管理	図書館長		
								図書館の管理運営	図書館長		
								図書館施設の使用許可	図書館長		

								館長		
							市民図書室の運営管理	図書館長	公民館長	
							図書館活動	図書館資料の貸出、閲覧、レファレンス	図書館長	
								図書館資料の収集、整理及び保存	図書館長	
								視聴覚機材の貸出	図書館長	
								集会並びに展示活動の企画、奨励及び援助	図書館長	
								読書会等の育成及び援助	図書館長	

別表第2 (第8条関係)

所属		教育機関
生涯学習部	生涯学習総務課	公民館
	郷土歴史課	藤澤浮世絵館

	<u>文化芸術課</u>	<u>市民ギャラリー</u> <u>アートスペース</u>
	<u>総合市民図書館</u>	<u>図書館（藤沢市図書館に関する条例（昭和61年藤沢市条例第36号）第1条の規定に基づき設置された図書館をいう。）</u>